

# 2018年（平成30年）4月からコンビニで

国民健康保険税・介護保険料  
後期高齢者医療保険料 **が納付できるようになりました！**

納付環境の整備と利便性の向上を図るため、2018年（平成30年）4月から、コンビニ納付ができるようになりました。

曜日や時間に関係なく、コンビニで納付することが可能となりましたので、ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

※2018年(平成30年)3月31日以前に発行した納付書はコンビニでは取り扱いできませんのでご注意ください。



## ◆ご利用いただけるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、ミニストップ、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ、スリーエイトMMK（マルチメディアキオスク端末）

## ◆利用方法

- ・コンビニの営業時間内であれば、土曜・日曜・祝日や夜間でも納付できます。（手数料はかかりません。）
- ・コンビニ納付用のバーコードが付いている納付書をレジにお持ちになり、現金で納付してください。（小切手やカード類、商品券等では納付できません。）

### ☆☆ご注意ください☆☆

納付書が1枚ずつの単票になっています。バーコード、納期限等をよく確認のうえ、コンビニのレジにお出してください。

## ◆コンビニで取扱いできない場合

つぎの（1）～（5）の納付書はコンビニで取扱いできませんのでご注意ください。

- （1）納付書にバーコードが付いていない場合
- （2）納付書1枚の金額が30万円を超える場合
- （3）納付書に記載されている、「使用できる期限」を過ぎている場合
- （4）傷や汚れなどにより、コンビニで納付書のバーコードが読み取りできない場合
- （5）金額を訂正した場合

### ☆☆お知らせ☆☆

「使用できる期限」を過ぎた納付書は使えません。納期限内の納付をお願いします。